

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

税理士 楨原 藤隆

実務対応報告公開草案第52号についてのコメント

質問1～質問4につき、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、第三者評価機関の算定結果に基づき、当該算定機関が算定した公正価値相当の現金を対価として受け取り、新株予約権を付与する取引である場合には、役務提供の対価とされる部分はない為、この提案には同意しない。

以下に理由を述べる。

1. 従業員持株会制度は、普通株式への投資制度として成立しており、持株会奨励金以外の部分が報酬となっていないのは投資元本の毀損リスクのある投資なので当然のことである。有償新株予約権も対象者の投資判断で投資するかどうかの決定がなされる「新株予約権への公正価値での投資制度」であり、同様に報酬ではないと考える。

2. 無償ストック・オプションを付与する場合は、付与対象者である従業員等からは、新株予約権に対する対価は自らの労働対価のみの為、大部分のケースで拒否されることはないと理解しているが、有償ストック・オプションを付与する場合、その実現条件が、勤続期間や払込金額など、一般に投資を検討する際に検討を要する内容であり、それらの条件の一つでも受け入れられないものであれば、投資元本毀損リスクを鑑みると投資できないという判断となるため、導入した実績がある会社を確認すると、実際に、応募率が20%未満といったケースもあると理解している。その意味で、持株会と同様に投資制度として成立している。

過去の議事録を確認すると、いくつかの企業の応募率が100%であることで報酬性があることを推定する要素のように記載されていたが、そのような事例のほとんどは取締役や執行役員などの上層部のみを対象とした事例であり、このようなケースでは事前に申込みを行わない者は対象に入れずに決議されているのが一般であるため、応募率をもって判断する場合には一般従業員を含めて広く募集を行っている事例を使用しなければ偏った情報により不適正な判断を行っていると言わざるを得ない。

3. 従業員に損失が発生する可能性のある報酬制度は、そもそもないものとする。

以上